

**令和7年度岩手県 e-ラーニング日本語学習講座
運營業務委託仕様書（案）**

この「委託仕様書（案）」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「e-ラーニング日本語学習講座」に係る委託候補者の選定に関して、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画競争に参加しようとする者の提案に具体的な指針を示すものである。

なお、仕様書については受託候補者決定後に選定先と調整のうえ変更する可能性があるもの。

1 委託事業名

令和7年度岩手県e-ラーニング日本語学習講座運營業務委託

2 事業の目的

県では、令和4年に策定した岩手県における日本語教育の推進に関する基本的な方針をもとに、(1) 日本語学習機会の提供・拡充、(2) 教育人材の確保・育成、(3) 県民の理解と関心の増進、(4) 日本語学習に関する情報発信の4つを柱とし、外国人県民等が、仕事や生活で不便を感じることなく、地域で生き生きと暮らしていくために、希望する人、必要なすべての外国人県民等が日本語を学ぶことができる環境の整備を進めている。

こうした中で、県内在住外国人向けに日本語学習支援システムを提供することにより、日本語学習を希望する外国人県民等が環境や能力に応じて学習できるような学習機会を提供することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 実施内容

(1) 概要

県内外国人県民等にe-ラーニングシステムを活用した日本語学習支援システムの提供を行い、場所や時間に制約が無く、また、学習者の希望する多様なレベル、コースに対応出来る日本語学習講座を実施する。

(2) 講座実施期間

令和7年8月1日（金）から令和8年3月24日（火）（約8か月間）

(3) 利用対象人数

県内在住外国人県民 50名

(4) 講座レベル

提供講座は、研修実施期間内において、受講者のニーズ・理解度等に応じて複数を自由に選択して学習できるほか、繰り返し学習できることとする。

(5) その他

・本システムの運用保守事業について、以下に示す作業を実施すること。

	区分	項目	内容	頻度
1	稼働状況管理	稼働監視	システムの稼働・死活監視	常時
			異常発見時のインシデント記録及び県への報告	障害発生時
			障害の切り分けと障害対応・エスカレーション	

2	セキュリティ監視	ネットワーク状況監視	回線の負荷状況の監視	常時
			不正アクセスの監視	
		リソース監視	ディスク使用率の監視	
			データベースの空き容量の監視	
		ウイルス監視	ウイルス・不正プログラム検知・除去	
			パターンファイルの更新・更新状況の管理	
3	ログ監視	パッチの適用	セキュリティ・修正パッチ・修正モジュールの適用・適用状況の管理	
3	ログ監視	ログチェック	OS ログ・ソフトウェアログ等の管理・保管	
			ログの集計	
4	利用申請受付	エントリーフォーム構築	利用申請フォームを作成し、申請受付	随時
5	ヘルプデスク業務	窓口業務	利用者からの問い合わせ対応	
			問い合わせ内容・回答の記録	
		ユーザアカウント・パスワード発行	管理者・各利用者のログイン ID・パスワードの発行・通知・管理	
		月次報告書の作成	利用企業数・利用者数等の集計及び県への報告	毎月
		広報	チラシの作成	年1回
			利用者への情報提供	随時
		利用者アンケート	利用者の改善要望等の把握	年1回
6	構成管理	ハードウェア・ソフトウェア構成管理	ハードウェア機器構成の管理	随時
			ソフトウェア構成・バージョンの管理	
7	変更・リリース管理	バージョンアップ	各OS及びブラウザのバージョンアップ対応	
		変更管理	機能追加等のリリース情報の管理	
8	保守業務	定期保守	機器定期点検の実施	年1回以上
		ドキュメント・媒体管理	本事業で作成したドキュメントの管理・修正。	随時
			媒体の管理	
9	データ管理	バックアップ	バックアップの実施	
		リストア	リストアの実施	必要時
10	監査対応	プラットフォーム診断	ポートスキャン・脆弱性検査・アプリケーション診断の実施・検出された脆弱性に対する対応	年1回以上
11	利用率向上	その他	利用率向上に資する取り組み	随時
12	その他		本システムの運用に必要な事項	随時

- ・本講座の利用促進、周知に関して、盛岡市を会場とした案内セミナーを1回開催すること。

5 実施要件

(1) 対応言語

- ・本システムの対応言語は、英語、ベトナム語、インドネシア語、ミャンマー語、タガログ語とする。ただし、委託契約時点ですべてのコンテンツでの上記言語対応が不可の場合は、年度内のコンテンツの拡充計画を県に提出すること。

(2) 運用保守の体制

- ・受託者は、運用保守対応における責任体制を明確にするため、担当者名・連絡先を明記した体制図を提出すること。なお、体制を変更する必要がある場合には、変更内容を記載した書面をもって報告し、県の承諾を得ること。
- ・eラーニングシステムを円滑に運用するために、特定非営利活動法人デジタルラーニング・コンソーシアムが認定する SCORM 技術資格の保有者、情報処理技術者試験取得PHP・MySQL の開発経験を3年以上有する要員を配置すること。

(3) エントリーフォーム構築

- ・エントリーフォームは日本語及び英語での利用が可能なこと。その他、ベトナム語・インドネシア語・ミャンマー語・タガログ語でも利用可能であることが望ましい。
- ・利用者から申請があった場合は速やかに県に利用承認依頼を行うこと。
- ・県から利用承認の連絡が届いたら、速やかに申請者あてにログインID・パスワードを発行すること。

(4) ヘルプデスク対応

- ・ヘルプデスクの受付時間は、土日・祝日・年末年始を除く平日の午前10時から午後5時までとする。
- ・受託者は、利用者数・利用企業数、作業内容等を翌月の10日までに県に月次報告を行うほか、県から求められた事項について、その都度調査・集計し、速やかに報告すること。
- ・受託者は利用者に対し、システムに関するアンケートを実施し、その内容について、集計し、県に報告すること。また、改善を要する事項については、可能な限りシステムへ反映すること。
- ・受託者は、システムを広報するためのチラシをデザインのうえ印刷し、県内企業等に広報を行うこと。なお、デザインや記載事項については事前に県の承諾を得ること。
- ・チラシのデザインは案内内容の変更等に応じて修正を行うこと。
- ・チラシの裏側は利用申請書の様式とすること。
- ・システム利用者に対し、県の指示に従って、県内企業の求人情報や就職関連イベントの案内を周知すること。

(5) 保守対応

- ・突発的なシステム障害が発生した場合には、速やかに県へ報告し、復旧にあたること。
- ・各ハードウェア障害発生時には、当該機器又はそれを構成する部品等の調達・交換・修理等を迅速に行う等、受託者の負担・責任において、常時正常な稼働を保証すること。
- ・本システムのハードウェアに搭載されたハードディスクを交換・廃棄する場合には、受託者の負担・責任において、データの消去を行い、データ消去が確実に行われたことを示す書類を県に提出すること。
- ・受託者は、テスト環境を用意し、セキュリティパッチやソフトウェアのバージョンアップ等の

本番環境へ適用する前にその影響等を確認すること。

- ・システムのメンテナンス作業のため、システムの停止を行う場合には、利用者にホームページやメール等により事前に周知を図ること。また、当該作業の実施に関する工程表を作成し、十分な時間的余裕をもって県と調整・打ち合わせを行うこと。

(6) 受講方法

- ・パソコンのほか、スマートフォン及びタブレット端末等による学習方法が可能であること。

6 報告書

以下を納品すること。納入場所は、岩手県ふるさと振興部国際室とする。なお、それぞれ下記に示す形式で納品すること。

- (1) 運用保守体制図（契約締結時にデータのみ提出）
- (2) 月次報告書（翌月の 10 日までにデータのみ提出）
- (3) システム広報用チラシ兼システム利用申請書（別途県が指定する日までにデータで提出）
- (4) 業務完了報告書（業務完了後紙媒体 1 部及びデータのみ提出）

7 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対してあらかじめ文書で協議しなければならない。

(2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

(3) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定める。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(5) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成 13 年 3 月 30 日岩手県条例第 7 号）を遵守しなければならない。

8 その他

- (1) 本事業は文部科学省「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」を活用するものであることから、本事業の一環で作成するポスター、チラシ、教材等には、文部科学省のシンボルマーク及び上記の事業名を必ず記載すること。
- (2) この仕様書により難い事情が生じたとき、又はこの仕様書について疑義が生じたときは、国際室と協議するものとする。